

中間報告書の取りまとめに向けた論点整理

No.	箇所	内容	修正前	修正案
1	前文	「時代は」という表現等下線部を「今・・・」としてはどうか	わたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、次の世代に引き継ぐ責任があります。	わたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、次の世代に引き継ぐ責任があります。
	条文		<b>時代は、地方分権型社会に変わるとともに、少子高齢化、情報化、国際化が進むなど、</b> 地域を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の課題は自らの責任で考え、解決するという、自己決定、自己責任による運営が求められます。そのためには、情報の共有、町民参加を進め、わたしたちみんなが自治を築いていかなければなりません。	<b>今、分権型社会や少子高齢社会の到来により、</b> 地域を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の課題は自らの責任で考え、解決するという、自己決定、自己責任による運営が求められます。そのためには、情報の共有、町民参加を進め、わたしたちみんなが自治を築いていかなければなりません。
	前文		わたしたちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。	わたしたちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。
2	前文	“先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境”も【私たちは～責任があります。】にかけるのではないか。	わたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、次の世代に引き継ぐ責任があります。	わたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」を、次の世代に引き継ぐ責任があります。
	3 節目			

No.	箇所	内容	修正前	修正案
3	第6章 協働・コミュニティ	「まちづくり」というあいまいな言葉を使わない	<p>1 町民、議会及び行政は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の課題を解決し、豊かな<u>まちづくり</u>を実現するため、協働を推進するものとします。</p> <p>2 行政は、協働の<u>まちづくり</u>を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援に努めます。</p>	<p>1 町民、議会及び行政は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の課題を解決し、豊かな<u>地域社会</u>を実現するため、協働を推進するものとします。</p> <p>2 行政は、<u>町民との協働による地域社会</u>を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援に努めます。</p>
	条文			
	協働			
4	第6章	1項のみの場合は数表記しないことで統一。	1 コミュニティとは～	コミュニティとは～
	条文			
	コミュニティ			
5	第6章 協働・コミュニティ	字句修正	議会行政	議会及び行政
	解説・考え方			
	コミュニティ			
6	第6章 協働・コミュニティ	この解説は「コミュニティ」というより「行政とコミュニティ」の解説にあたると思います。しかし、この解説の内容が具体化される制度がありませんので、解説・考え方ではなく「町民会議では」とした方がよいのではないのでしょうか。	<p>・個々のコミュニティの活動を充実させると共に、コミュニティ相互の連携を図ることにより、地域の課題の解決に向けての新たな視点、取組の広がりが期待できます。</p> <p>このため、個々のコミュニティをつなぐ新たな組織を作る、あるいは現在ある仕組みを活用するなどして、そこで地域の課題を検討し、誰がどのようにその課題解決に向けて取り組むのかを協議することが必要です。</p> <p>このため、例えばこうした取組を町内の一地域でモデル的に実施し、将来的には本条例で制度化することも検討するなど、コミュニティ自身、そして行政もコミュニティ相互の連携について具体的に取組むことが求められます。</p>	<p>個々のコミュニティをつなぐ新たな組織を作る、あるいは現在ある仕組みを活用するなどが必要ではないか。具体的には、そこで地域の課題を検討し、誰がどのようにその課題解決に向けて取り組むのかを協議することが必要ではないか。全町一斉が難しければ、例えばこうした取組を町内の一地域でモデル的に実施し、将来的には本条例で制度化することも検討してはどうか、という意見が出された。</p>
	解説・考え方			
	コミュニティ			

No.	箇所	内容	修正前	修正案
7	第10章 条文 連携・協力	・（中点）は、法令用語では規定上密接不可分な二個の名詞を結びつける場合に用いるが、”連携・協力”はそれにあたるか。	連携・協力 交流・連携	連携及び協力 交流及び連携
8	第11章 条例の見直し、実効性担保 条文	実効性担保という表現が難しいのではないか	第11章 条例の見直し、実効性担保	第11章 条例の見直し及び自治推進委員会の設置又は第11章 条例の見直し
9	第11章 条例の見直し、実効性担保 条文 条例の見直し、実効性担保（条例の見直し）	状況→条項ではないか	1 町長は、～各状況が～	1 町長は、～各条項が～
10	第11章 条例の見直し、実効性担保 条文 美幌町自治推進委員会（仮称）	「まちづくり」というあいまいな言葉を使わない	(3) <u>まちづくり</u> の推進に関する基本的な事項	(3) <u>自治</u> の推進に関する基本的な事項
11	第11章 条例の見直し、実効性担保 条文 条例の見直し、実効性担保（条例の見直し）	条例改正議案提案権者は町長だが、見直しは皆の義務でもあることから、「町は、」と表記した方が良いのではないか	1 町長は、～ 2 町長は、～ 3 町長は、～	1 町は、～ 2 町は、～ 3 町は、～